

○ 地方消費税交付金(増収分)を財源とした社会保障経費（令和5年度）

＜説明＞

消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費（地方単独事業）の財源とし、その充当について、決算の説明資料等において明らかにすることとされていますので、次のとおり明示します。

地方消費税社会保障財源交付金

決算額

45,505千円

単位：千円

事業等		事業費	一般財源 ()は、交付金充当額
社会福祉	障害者自立支援給付事業	172,618	43,154
	小 計	172,618	43,154 (10,057)
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	53,285	13,282
	介護保険特別会計繰出金	136,445	126,509
	小 計	189,730	139,791 (32,536)
保健衛生	重度心身障害者医療費助成事業	14,520	5,470
	予防接種事業	7,100	7,061
	小 計	21,620	12,531 (2,912)
合 計		383,968	195,476 (45,505)

※ 事業費は、事務費及び人件費(職員分)を除いています。